

医療生協さいたま生活協同組合 介護老人保健施設さんとめ (介護予防) 短期入所療養介護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療生協さいたま生活協同組合が開設する指定介護老人保健施設さんとめ（以下「施設」という）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が、要支援・要介護（以下、要介護）状態にある高齢者等に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 従事者は、入所者が可能限り居宅における生活への復帰ができるなどを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護の必要な医療機能訓練及び日常生活上の世話を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し関係市町村、居宅介護支援事業者および他の居宅サービス事業者並びにその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名 称：老人保健施設さんとめ
- 二 所在地：埼玉県所沢市中富1617
- 三 定 員：空床利用

(従事者の職種、職務内容)

第4条 当施設に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりであり必置職については法令の定めるところによる。

- 一 管理者：1人（常勤）
管理者は施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医 師：1人（管理者が兼務）
医師は、入所者の病状に応じて妥当適切に診療を行う。
- 三 薬剤師：0. 3人（非常勤）
- 四 支援相談員：1人以上（常勤）
支援相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 五 看護職員：10人以上（非常勤含む）
看護職員は入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導、病状や心身の状況に応じた看護を行う。
- 六 介護職員：28人以上（非常勤含む）

介護職員は心身の状況に応じ、入浴、食事等の介助及び援助を行う。

七 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士：3人以上（兼務・非常勤含む）

作業療法士・理学療法士は、身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。

八 管理栄養士：1人以上（常勤）

管理栄養士は給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

九 調理員：10人以上（非常勤含む）

十 介護支援専門員：1人以上

介護支援専門員は施設サービス計画の作成を行う。

十一 事務職員：2人以上（非常勤含む）

事務職員は必要な事務を行う。

(短期入所療養介護サービスの内容)

第5条 短期入所療養介護サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 入所の対象者は、病状や心身の状況、環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護
その他の世話及び機能訓練その他必要な医療等が必要と認められる者とする。
- 二 サービスは次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 入所者の心身の状況、病状、その他置かれている環境等に照らし、居宅での日常生活が
可能かどうか定期的に検討する。
 - イ 要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切に療養をおこなう。
 - ウ 懇切丁寧におこなうことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について
理解しやすいように指導又は説明をおこなう。
 - エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束
その他入所者の行動を制限する行為はおこなわない。
 - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - カ 診療は、療養上妥当適切におこない、看護・医学的管理下の介護は適切な技術により行う。
また、入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上の入浴または清拭をおこない、排泄、離
床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護をおこなう。
 - キ 栄養、入所者の身体状況、病状、嗜好、提供時間、自立支援等を配慮して食事を提供する。
栄養状態により栄養ケアマネジメントを実施する。
 - ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必
要な援助をおこなう。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員におこなわせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、入所者の能力、その置かれている環境等を踏まえて入所者が抱えている問
題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、入所者や家族の希　望、医
師の治療方針を踏まえ、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者に
その内容について説明し、同意を得るものとする。

(短期入所療養介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 介護予防短期入所療養介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(金額は、別紙利用料金表を参照)

- 一 食費
- 二 滞在費
- 三 理美容代
- 四 診断書料金
- 五 レクリエーション材料費
- 六 その他日常生活上の便宜に係る費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同利用の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(非常災害対策)

第9条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるために定期的に避難、救出その他必要な訓練をおこなうものとする。

(虐待の防止等)

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 施設は、従事者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修：採用後3カ月以内
- (2) 繼続研修：年1回以上

2 従事者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者

でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療生協さいたま生活協同組合理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は令和6年3月1日から施行する。